

(仕入先様向け)
部材含有化学物質調査マニュアルVer.5.1 改定概要

2025年 6月 23日
オムロン株式会社
グローバル購買・品質・物流本部
品質監査室 製品環境推進部

製品含有化学物質規制や電気電子分野において制定されている国際規格IEC62474の変化に鑑みて、2025年6月23日に管理基準の見直しを行いました。

■主な変更点

(1)法規制変化への対応

- POPs条約のCOP12で附属書Aへの追加が決定したMCCCPとLC-PFCAsを、A1ランクへ収載
- 法規制や顧客要求を勘案し、ペンタクロロフェノール類（PCP）をA1ランクへ収載
- POPs条約を考慮して、デクロランプラスとUV-328の閾値を変更
- 当社で定めた含有禁止日到達に伴い、(フランス) ミネラルオイル規制の対象物質（MOHA, MOSH）の管理区分を変更（A1→A）

(2) IEC62474およびchemSHERPAにおける変化点の反映

- PFHxSとその塩とPFHxS関連物質の報告IDを追加、物質名・閾値・参照法規制を修正
- 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料の閾値を修正

(3) その他

- 含有禁止日に応じた記載事項の見直し

■ 部材含有化学物質調査マニュアル（物質リスト）

別紙1. 規制化学物質リスト

A : 含有禁止物質

55 ⇒ 57物質*



- ミネラルオイル規制の対象3物質のランクを変更（A1→A）
 - 1～7環のMOAH*
 - 3～7環のMOAH
 - 炭素数16～35のMOSH
- 関連情報を追加変更
 - PFHxS
 - PFHxS関連化合物
- 閾値を変更
 - デクロランプラス
 - UV-328
- 閾値を修正
 - 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料

*:Ver5.0におけるNo.53は包含されるため削除

別紙1. 規制化学物質リスト

A1 : 全廃物質

3 ⇒ 3物質**

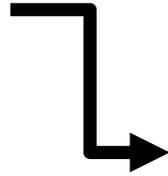


- POPs条約の追加対象 2 物質群を収載
 - 中鎖塩素化パラフィン（MCCP）
 - LC-PFCA
- 法規制や顧客要求を勘案し、A1ランクへ収載
 - ペンタクロロフェノール類（PCP）

** : Ver5.0におけるミネラルオイル規制の対象 3 物質はAランクへの移行に伴い削除

■ 部材含有化学物質調査マニュアル（物質リスト）

別紙2. 適用除外リスト



- 含有禁止日に応じた記載事項の見直し
 - 水銀/水銀化合物
 - ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩
 - PFOA関連化合物
 - C9-C14 PFCAとその塩
 - C9-C14 PFCA関連物質
 - イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1) (PIP (3:1))

全廃物質／用途（A1ランク）の改定内容

- POPs条約のCOP12における条約対象物質への追加決定を受けて、今後予定されている各国法規制への早期対応を行うため、含有禁止日を2026年6月30日としてA1ランクとして設定

CAS番号	物質名/物質群	管理区分	用途 (報告用途)	閾値 (報告閾値/報告レベル)	含有禁止日
-	中鎖塩素化パラフィン（炭素数14～17までのものであって塩素の含有量が全重量の45%以上であるもの）	A1	注18に示す用途を除く全製品	意図的添加	2026-06-30
-	長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA 関連物質（炭素数9～21までのもの）	A1	全製品	意図的添加	2026-06-30

注18 中鎖塩素化パラフィンの用途は下記です。

—以下の用途の軟質ポリ塩化ビニル

- ・ 医療機器及び体外検査用機器のワイヤー及びケーブル

—以下の用途等の金属加工油剤

- ・ 医療機器、体外診断用機器及び測定、分析、製造、制御、監視、試験、検査用 の機器として使用される電気電子機器

全廃物質／用途（A1ランク）の改定内容

■ 法規制や顧客要求を勘案し、A1ランクとして設定

物質名/物質群	ID	管理区分		用途 (報告用途)	閾値 (報告閾値/報告レベル)	含有禁止日
		FROM	TO			
ペンタクロロフェノールと その塩およびエステル	00201	B	A1	全製品	PCP（その塩とエステルを含む） の意図的添加または成形品や混 合物中の0.0005 重量% [報告レベル：成形品、混合物]	2027-06-30

含有禁止物質／用途（Aランク）の改定内容

- POPs条約のCOP12における条約対象物質への追加決定を受けて、デクロランプラスおよびUV-328の閾値をPOPs条約の内容を考慮して変更

CAS番号	物質/物質群	ID	閾値（報告閾値/報告レベル）	
			FROM	TO
-	デクロランプラス	00147	意図的添加または0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：成形品]	意図的添加
-	UV-328	00130	意図的添加または0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：成形品]	意図的添加

含有禁止物質／用途（Aランク）の改定内容

■ 当社で定めた含有禁止日到達に伴い、(フランス) ミネラルオイル規制の対象3物質 (MOHA,MOSH) のランクを変更

CAS番号	物質/物質群	ID	管理区分		含有禁止日
			FROM	TO	
-	1～7環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)	-	A1	A	2024-07-01
-	3～7環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)	-			
-	炭素数16～35のミネラルオイル飽和炭化水素類(MOSH)	-			

補足事項

・Aランクへの変更に伴い、先行してAランクと設定していた以下の用途（No.53）を削除

No.	物質/物質群	管理区分	用途（報告用途）	閾値（報告閾値/報告レベル）
53	1～7環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)	A 注9	一般消費者向け製品に使用される 梱包・包装材 注16	1～7環のMOAH合計で、梱包・包装材 に使用されるインクの1重量% (10000ppm) [報告レベル：材料]

含有禁止物質／用途（Aランク）の改定内容

■ IEC62474DSLへの収載、chemSHERPAの更新に合わせて関連情報を追加変更（物質名、報告ID、閾値、参照法規制など）

FROM

物質名/物質群	ランク	報告ID	用途 (報告用途)	閾値 (報告閾値/報告レベル)	参照法規制など
ペルフルオロヘキサンスルホン (PFHxS) とその塩	A	-	全製品	PFHxSとその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025重量% (25 ppb) [報告レベル：成形品、混合物]	POPs条約
PFHxS関連物質	A	-	全製品	PFHxS関連物質の合計で成形品や混合物中の0.0001重量% (1000 ppb) [報告レベル：成形品、混合物]	POPs条約



TO

物質名/物質群	ランク	報告ID	用途 (報告用途)	閾値 (報告閾値/報告レベル)	参照法規制など
ペルフルオロヘキサノ-1-スルホン酸及びその塩	A	00143	全製品	意図的添加またはPFHxS とその塩の合計で成形品中の0.0000025 重量% [報告レベル：成形品]	(EU) POPs規則 Annex I
PFHxS関連化合物	A	00205	全製品	意図的添加またはPFHxS関連化合物またはそれらの組み合わせで成形品中の0.0001重量% [報告レベル：成形品]	(EU) POPs規則 Annex I

含有禁止物質／用途（Aランク）の改定内容

- IEC62474 D30.00にて修正された、特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ染料の閾値変更を反映

CAS番号	物質/物質群	ID	閾値（報告閾値/報告レベル）	
			FROM	TO
-	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	00004	生成アミンが仕上がり織物/皮革製品の0.003重量%（30ppm） [報告レベル：材料]	意図的添加 [報告レベル：材料]

関連文書の入手先

以下の文書は、下記URLから入手可能です。

グリーン調達基準書
ver.7.1

部材含有化学物質
調査マニュアル
ver.5.1

日本語サイト

https://sustainability.omron.com/jp/environ/procurement/green_procurement/

グローバルサイト（英語）

https://sustainability.omron.com/en/environ/procurement/green_procurement/

chemSHERPA

JAMP Webサイト

日本語サイト

<https://chemsherpa.net/>

英語サイト

<https://chemsherpa.net/english>

EOF